

社団法人日本精神神経学会 理事会

近年、外来精神科医療における患者様の自殺が課題とされ、時に問題視されております。本学会は専門学会として、亡くなられた患者様に哀悼の意を表するとともに、ここに見解を表明いたします。

記

1. 精神科医療は、疾患の種別と病態とを問わず常に患者様の自殺や自傷行為の危険性を孕んでおり、その都度できる限りの対応を行っているのが現状であります。一方、精神科医療は、「可能な限り患者様の自由や人権を尊重」するものであり、患者様が自殺や自傷行為を訴えたり、それを仄めかしたりする際の対応についても、上記の原則に基づいた法的・倫理的観点を前提としつつ治療的な立場から予防策を講じております。したがって、臨床的判断の下に、精神療法的関わりに留める場合もあります。
2. とりわけ、外来精神科医療は患者様の自由意志に基づいて行われることによって成立しており、行動の制限を行う強制力を伴った予防策を持ち合わせず、また入院精神科医療とは異なり法的な規定もないのが現状です。したがって、外来精神科医療において、患者様の自殺や自傷行為に対して相当の予防策を講じたとしても、それは医学的に対応可能な範囲内であり、自殺や自傷行為を完全には防ぐことはできません。
3. このような現実が認識されることは、外来精神科医療の成立にとって極めて重要であります。

本学会は、今後とも、外来精神科医療の課題に一層取り組んで行く所存であります。

以上